

鹿児島港本港区 景観ガイドライン

たたずみの場・のぞみの場をつむぐ人、めぐりの路が織りなす風景

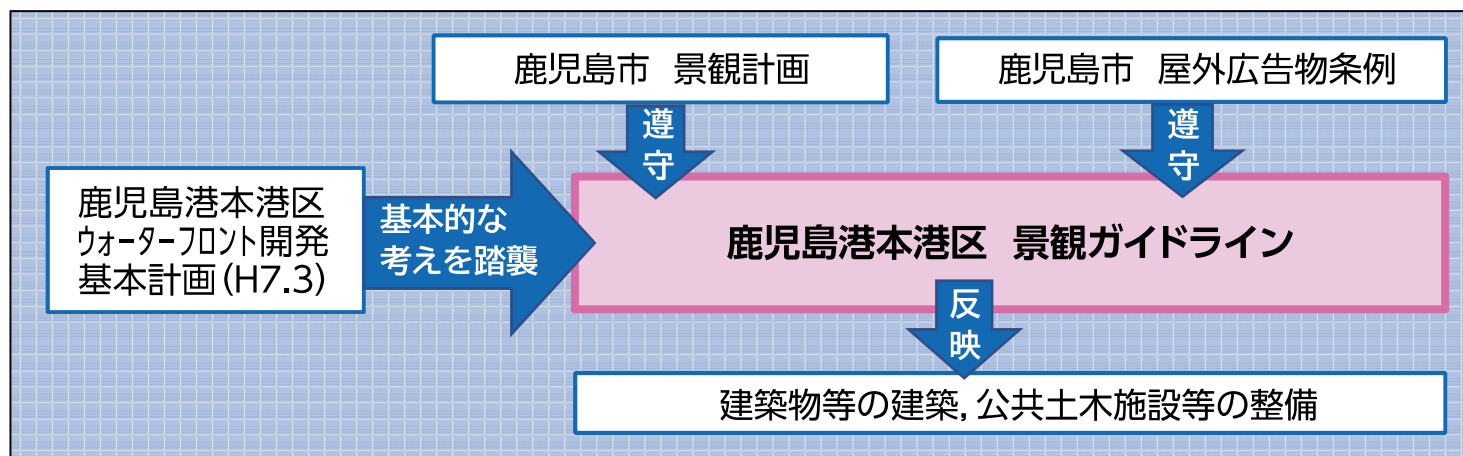


HPはこちら

1 ガイドラインの位置づけ

鹿児島港本港区景観ガイドラインは、桜島の眺望やまちなみ景観など、鹿児島港本港区エリアにふさわしい景観・デザインについて、基本的な方向性を示すことにより、本港区エリアにおける建築物（工作物等を含む。）の建築及び公共土木施設等の整備に反映し、同エリアの良好な景観形成と魅力向上を図るものです。

なお、ガイドラインについては、鹿児島市の景観計画や屋外広告物条例を遵守することとします。



2 鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方

鹿児島港の歴史は、1341年頃、島津家5代貞久が東福寺城（現在の多賀山公園）を6代氏久の居城としたときに始まると言われています。その後、江戸時代に琉球貿易が盛んになるにつれ、海運上の必要から、現在の本港区に波止場（1841年頃）や、新波止（1844年頃）、荷役護岸等を建設し、港としての利用が始まったと言われています。

古くからの歴史がある本港区エリアは、錦江湾や、雄大な桜島の良好な景観をはじめ、歴史的建造物である鹿児島旧港施設を有するとともに、背後には県都鹿児島市の市街地が隣接する、自然景観、歴史、文化に恵まれた地区です。

同エリアには、これまでに「桜島フェリーターミナル（平成10年）」、「ウォーターフロントパーク（平成14年）」、「ドルフィンポート（平成17年）」、「種子・屋久高速船旅客ターミナル（平成19年）」などが整備され、新たな交流人口と賑わいが創出されてきました。

現在は、桜島フェリー、奄美・喜界航路など多くが就航する、鹿児島の海の玄関口として重要な役割を果たしています。また、多くの県外客も訪れる「いおワールドかごしま水族館（平成9年）」が立地するなど、多様な人々が行き交うエリアとなっています。

同エリアにおいては、平成31年に策定された『鹿児島港本港区エリアまちづくりグランドデザイン』をもとに、

- ① かごしまの多彩な魅力を発信する人・モノ・情報の交流拠点
- ② かごしまの魅力を体感できるエンターテインメント空間
- ③ 景観資源（錦江湾や桜島、歴史的建造物）を活かした魅力ある空間

の3つを要素として、同エリアの「年間365日 賑わう拠点の形成」を目指しています。

そこで、本ガイドラインを、グランドデザインを実現するための景観やデザインについての指針として活用し、同エリアの良好な景観形成と魅力向上に必要な取組を推進します。



3 ガイドラインの対象区域

下図のとおり、グランドデザインで定義する本港区エリアを対象とします。



4 配慮の方針

配慮の方針として、以下の3つのポイントに基づき本港区エリアの良好な景観形成を目指します。

Point 1

錦江湾や桜島、歴史的建造物等の景観資源に配慮する

Point 2

めぐり、たたずみ、のぞむことができる、歩行者目線での良好な景観形成を目指します

Point 3

多様な来訪者が行き交い集う魅力的な空間形成を目指します



5

水際線のプロムナードや、背後の市街地中心部から水際線のプロムナードへと繋がり、錦江湾・桜島、本港区エリアの歴史やまちなみ、活きた港の活動など、同エリアの魅力を感じられるルートを回遊動線（めぐりの路（みち））として設定し、景観形成に配慮することとします。

また、同エリアの魅力を感じられる場所を回遊動線上の視点場として、錦江湾・桜島への眺望を確保する必要がある場所を「のぞみの場」、まちなみや港の活動などを立ち止まって眺める場所を「たたずみの場」として設定します。



③みなと大通りと県道との交差点付近
※黄色点線内は、桜島への見通しを確保する範囲



□4 朝日通りを望む東屋(あずまや)付近
ウォーターフロントパークにおける活動の風景

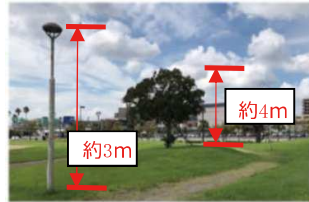


□8ドルフィンポート跡地付近（マイアミ通り）
立ち並ぶビルの間に見える市街地を走り交う路面電車やバスの風景

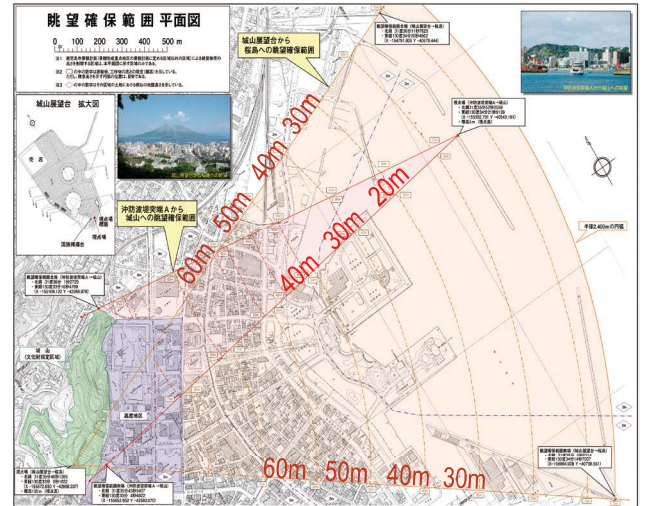
6 配慮する事項

(1) 建築物等の高さ

- ①建築物等の高さは、鹿児島市景観計画を遵守した高さとしします。
- ②ウォーターフロントパーク内に設置する小規模な建築物等は、入出港する船舶からの眺めや、水際線のプロムナードに配慮し、周囲に圧迫感を与えない程度の高さ（東屋や樹木の高さである、3～4 m程度）とし、開放感の創出に努めることとします。



ウォーターフロントパーク東屋や樹木の高さ



桜島・城山への眺望確保範囲（鹿児島市景観計画に加算）

(2) のぞみの場からの見通し確保

- ①「のぞみの場 1」からの眺望に配慮する範囲・方向の建築物等については、港の活動の眺めを構成する既存の港湾施設と同程度の高さとしします。
- ②「のぞみの場 2・3」から桜島を含めた景観を確保するため、視線を遮らないように壁面位置をセットバックさせるとともに、周辺に圧迫感を与えないよう、建築物等の形態意匠を工夫します。また、開放的な構造を取り入れるなど、外部と内部空間の連続性を演出します。



外部と内部空間の連続性の例

(3) 回遊動線におけるオープンスペース、回遊性の確保

- ①水際線のプロムナードにおいては、界索性・賑わい性を演出するため、比較的狭あい曲線的なものを基本とし、「たたずみの場 1～5」及び鹿児島旧港施設の歴史的建造物等をつなぐ回遊性を確保します。
- ②マイアミ通り、朝日通り、みなと大通りから、水際線のプロムナード等をつなぐ回遊動線の連続性に配慮します。「たたずみの場 6～11」は、ウォークアブルな空間や居心地の良い滞留空間を創出するとともに、オープンスペースを確保します。なお、マイアミ通りからウォーターフロントパークに至るドルフィンポート跡地内の回遊動線は、著しく回遊性を損なうことのないように配慮します。
- ③水際線のプロムナード等の回遊性を確保するため、ウォーターフロントパーク内に計画する建築物等は配置・形状や空地の確保に配慮します。また、単調な回遊動線とならないようにランドスケープの工夫を行います。

(4) 水際空間

- ①水際線のプロムナードとして、「鹿児島港発祥の地」の歴史を伝える赤灯台、歴史的石積み護岸、白灯台の保全・活用を図ります。
- ②居心地が良く快適な水際空間をつくるため、水際線のプロムナードに面する敷地の建築物等は、オープンスペース等を介し建築物内外が一体となった開放的な空間を確保します。



赤灯台



一丁台場

(5) まちなみ形成

- ①地区全体として、調和のとれた沿道景観を形成するために、沿道建築物の壁面後退や、オープンスペース・セミパブリック空間の充実などにより、賑わいを創出します。
- ②マイアミ通りからの回遊動線では、活気あるまちなみをつくるために、本港区エリア入口と、歩行空間の連続性を意識し、エリア内の建築物の低層部の機能や形態、外構の工夫を行うとともに、橋・デッキ等の活用により動線上の眺望に変化を与えます。
- ③建築物の壁面や屋上の緑化に努め、敷地内に緑地スペースを設けます。



セミパブリック空間の例



デッキの活用の例



屋上緑化の例



壁面緑化の例

(6) 建築物等のファサード

- ①建築物等のファサード※1については、単調なデザインとならないよう分節化などによりメリハリのある壁面とし、さらに低層部のオープンスペース化により圧迫感の軽減に努めるなど、回遊動線からのまちなみ景観に配慮します。また、動線については単調とならない様、ランドスケープの工夫を行います。
- ②公衆トイレ等は周囲の景観と調和のとれたものとします。



分節化の例



低層階工夫で圧迫感の軽減例

※1 ファサード：建築物を正面から見たデザイン、外観

(7) 色彩

色彩は、統一性や周辺との調和に配慮しつつ、個性を演出できるよう工夫します。

(8) 屋外広告物

- ①エリア内には屋外広告等を、原則として設置しないものとします。
- ②自家用広告物については、景観形成に留意し、色彩を抑え落ち着いた色使いとするなど、質の高いデザインとします。



質の高いデザインの例1



質の高いデザインの例2

(9) 屋根・屋上

城山の斜面緑地や、市街地側の建築物などからの見下ろし景観、海上からの眺望を意識して屋根や屋上をデザインするとともに、屋上の緑化に努めます。また、屋上などに設置される太陽光パネルは反射光に留意するように努めます。

(10) 駐車場・駐輪施設

駐車場・駐輪施設の設置にあたっては、樹木や花壇などによるバッファゾーンの設置等、ランドスケープを工夫することにより、歩いて楽しめる様な空間となるよう努めます。



ランドスケープの工夫例



1階部分を工夫した例

(11) 夜間景観の演出

- ①エリア内の夜間景観を演出するため、照明の工夫に努めるとともに夜間の賑わいの演出に配慮します。
- ②旧港施設の歴史的建造物等を活用し、落ち着いた魅力ある夜間景観となるよう演出を工夫します。また、派手なネオンサインは設置しないものとします。



通りの夜間景観の例



歴史的建造物の演出例

(13) イベント時の緩和

オープンスペースはまちの賑わいを創出するために、イベントを行う空間として積極的な活用を行います。



オープンスペースイベント活用例

(12) 道路及び緑地・緑化

- ①利用者等の安全性と快適性を高め、周辺のまちなみの特性に配慮した良好な景観の形成を図ります。
- ②歩行空間には、周辺の景観や歩きやすさに配慮した素材を使用します。
- ③街路灯等は、歴史・文化性を採り入れ、周囲の景観に配慮したデザインとするよう努めます。
- ④標識類は、形状や色彩が周囲の景観を損なわないことを基本とします。
- ⑤緑地・ポケットパーク等のオープンスペースを設けることにより、快適性と開放感を確保します。

(14) その他

- ①スロープの設置や立体動線の明確化、点字ブロックの設置や音による案内、案内板の多言語化、ピクトグラム化を行う等ユニバーサルデザインに配慮します。
- ②各所で多世代が楽しめる様な場の創出に努めます。

7 ガイドラインの実現に向けて

- ①本港区エリアに対する県民の皆様の関心や理解を深めるため、本ガイドラインの積極的な周知を図ります。
- ②同エリアで建築物等の建築及び公共土木施設等の整備を実施する際に、事業者等は港湾管理者との協議の場を設け、設計・施工段階における景観・デザインに関して本ガイドラインの反映状況等について、確認・調整を行うこととします。

景観・デザイン協議会の概要

「鹿児島港本港区景観ガイドライン」の実現に向けて、景観・デザイン形成の取組が図られるよう、同エリアにおける建築物の建築等を実施する際に、同ガイドラインの反映状況について、確認・調整を行うことを目的とする。また、必要に応じて、ガイドラインの見直しを行うものとする。

本港区エリア景観・デザイン協議会

【役割】景観ガイドラインの反映状況の確認・調整を行う協議の場

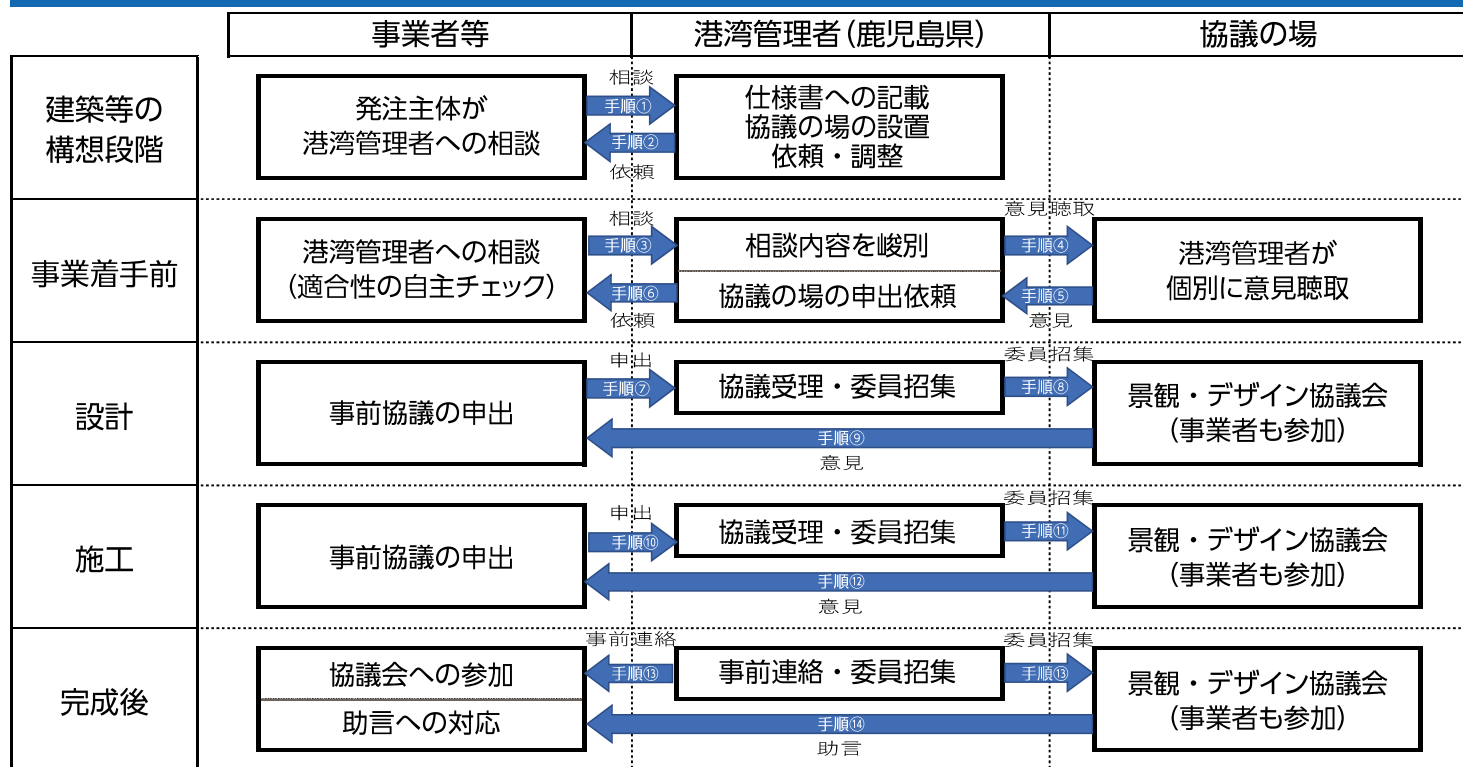
【委員】・専門家(学識経験者などの有識者等)

・県、市の関係課長等

・委員以外の事業者等も参加

景観ガイドラインアドバイザー
(ガイドライン策定時の県職員)

景観・デザイン協議会におけるガイドライン反映状況の確認・調整に係る概略フロー

建築等の
構想段階

- ・発注手続き前に、発注主体(民間・行政含む)が港湾管理者(県)へ相談(手順①)
- ・仕様書への記載や協議の場を設けることについて共有(手順②)

事業着手前

- ・着手前、かつ、計画を変更できる時期に、港湾管理者(県)へ相談(手順③)
- ・事業者等は、配慮事項との適合性チェックを行い、相談事項とともに提出(手順③)
- ・事前相談において、事務局(県)が相談内容を協議会委員へ意見聴取(手順④、⑤)

設計・施工
段階

- ・事業者等は、「景観・デザイン協議会」との協議の場を申出(手順⑦、⑩)
- ・事務局(県)が委員及び事業者等を招集(手順⑧、⑪)
- ・ガイドラインの反映状況を協議会(施工時は現場)で確認・調整し、意見(手順⑨、⑫)
- ※調整内容等に応じ、反映状況を確認するため、複数回の開催の可能性あり

完成後

- ・ガイドラインの反映状況や、これまでの協議会での意見を踏まえた対応状況について、完成(供用)後、協議会で現地を確認し、事業者等へ助言(手順⑬、⑭)

9 事業者等の皆様へ（景観・デザイン協議会への協議対象範囲等）

本港区エリアで建築物等の建築及び公共土木施設等の整備を実施する際には、事業者等は港湾管理者との協議の場を設けて、本ガイドラインの反映状況等について確認・調整をお願いすることとしておりますので、**「景観への配慮事項適合チェックリスト」**を作成いただき、港湾管理者（県港湾空港課）へご相談くださいますようお願いいたします。

協議対象の範囲は、下記（１）～（４）のとおりとなりますが、協議対象とならない場合においても、事業者等は「景観への配慮事項適合チェックリスト」の作成を行い、景観配慮に留意いただきますようお願いいたします。

※協議会の詳細やチェックリストの様式については、[県HP](#)をご確認ください。

県HPはこちら⇒



（１）建築物

- ① 新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、色彩の変更は、高さ12mを超えるもの又は、地階を除く階数4以上又は、延べ面積1,500平方メートルを超えるもの
- ② 特定照明の設置や改修（夜間建築物外観の観覧の為にを行うものなど）

※ただし、軽易な行為や安全確保のために必要な行為等は除く
（鹿児島市景観法に基づく届出対象外のもの）



鹿児島市景観法HPはこちら⇒



（２）工作物

- ① 新築、増築、改築、移転、修繕、模様替え、色彩の変更は、建築基準法施行令第138条指定の工作物（広告塔、擁壁、エレベータ等）のうち、高さが10mを超えるもの
- ② 特定照明の設置や改修（夜間工作物外観の観覧の為にを行うものなど）

※ただし、軽易な行為や安全確保のために必要な行為等は除く
（鹿児島市景観法に基づく届出対象外のもの）



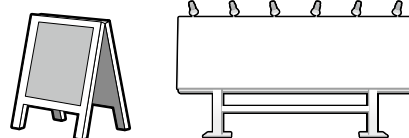
鹿児島市景観法HPはこちら⇒



（３）屋外広告物

鹿児島市屋外広告物条例に基づく届出や許可が必要なもの

※ただし、案内板やイベント等の一時的に設置するものや、既に許可済みで許可期間のみを更新するものは除く



鹿児島市屋外広告物条例HPはこちら⇒



（４）その他

特に、景観配慮が求められる場合

